

(関連資料3)

## 「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）」の改正案

障 発 第 号  
平 成 年 月 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）の一部改正について

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の解説については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により取り扱っているところであるが、今般、別紙のとおり同通知の一部を改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺憾なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成26年3月31日までに申請のあったものについては、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

(別紙)

## ○肢体不自由

改正案	現行
<p>四 肢体不自由</p> <p>1 総括的解説 (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>なお、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 各項解説 (1) 略 (2) 下肢不自由 ア (略) イ 股関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が 10 度以下のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>(削除)</u> (イ)~(ウ) (略) ウ 膝関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 10 度以下のもの</p>	<p>四 肢体不自由</p> <p>1 総括的解説 (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>ただし、人工骨頭又は人工関節については、2 の各項解説に定めるところによる。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 各項解説 (1) 略 (2) 下肢不自由 ア (略) イ 股関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が 10 度以下のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの c <u>股関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u> (イ)~(ウ) (略) ウ 膝関節の機能障害 (ア) 「全廢」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 10 度以下のもの</p>

改正案	現行
<p>b 徒手筋力テストで 2 以下のもの  <u>(削除)</u></p> <p>c 高度の動搖関節、高度の変形      (イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ 足関節の機能障害</p> <p>(ア) 「全廢」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域 5 度以内のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで 2 以下のもの  <u>(削除)</u></p> <p>c 高度の動搖関節、高度の変形      (イ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>b 徒手筋力テストで 2 以下のもの</p> <p>c <u>膝関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u></p> <p>d <u>高度の動搖関節</u>      (イ)～(ウ) (略)</p> <p>エ 足関節の機能障害</p> <p>(ア) 「全廢」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。</p> <p>a 関節可動域 5 度以内のもの</p> <p>b 徒手筋力テストで 2 以下のもの</p> <p>c <u>足関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u></p> <p>d <u>高度の動搖関節</u>      (イ) (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>

## ○心臓機能障害

改正案	現行
<p>五 内蔵の機能障害</p> <p>1 心臓機能障害</p> <p>(1) 18歳以上の者の場合</p> <p>ア 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>ペースメーカーを植え込み、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u></p> <p>イ 等級表3級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているもの</p> <p>(イ) <u>ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</u></p> <p>ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。</p> <p>(ア) ~ (イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>五 内蔵の機能障害</p> <p>1 心臓機能障害</p> <p>(1) 18歳以上の者の場合</p> <p>ア 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u></p> <p>イ 等級表3級に該当する障害は、アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返し必要としているものをいう。</p> <p>ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。</p> <p>(ア) ~ (イ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の改正案

○肢体不自由（抜粋）

改正案	現行
[肢体不自由] (質疑)	[肢体不自由] (質疑) <u>7. 人工骨頭又は人工関節について、</u> <u>ア. 下肢不自由においては、関節の「全廃」として認定されることとなつて</u> <u>いるが、上肢不自由においても関節の「全廃」として認定可能か。</u> <u>イ. 疼痛軽減の目的等から人工膝単顆置換術等により、関節の一部をUKAインプラントの挿入によって置換した場合も、人工関節を用いたものとして、当該関節の「全廃」として認定できるか。</u>
(削除)	(回答) <u>ア. 可能と考えられる。</u> <u>イ. 認定基準における「人工関節を用いたもの」とは、関節の全置換術を指しております、骨頭又は関節臼の一部にインプラント等を埋め込んだ場合は、人工関節等に比べて一般的に予後がよいことから、人工関節等と同等に取り扱うことは適当ではない。</u> <u>この場合は、ROMやMMT等による判定を行うことが適当である。</u>
(質疑) <u>7. 膝関節の機能障害において、関節可動域が10度を超えていても、高度な屈曲拘縮や変形により、支持性がない場合、「全廃」（4級）として認定することは可能か。</u>	(回答) <u>関節可動域が10度を超えていても支持性がないことが、医学的・客観的に明らかな場合、「全廃」（4級）として認定することは差し支えない。</u>

○心臓機能障害

改正案	現行
<p>[心臓機能障害] 1～3 (略)</p> <p>(質疑)</p> <p><u>4. ペースメーカを植え込みしたもので、</u>  <u>「自己の身辺の日常生活活動が極度に制</u>  <u>限されるもの」(1級)、「家庭内での日常</u>  <u>生活活動が著しく制限されるもの」</u>  <u>(3級)、「社会での日常生活活動が著し</u>  <u>く制限されるもの」(4級)はどのように</u>  <u>判断するのか。</u></p> <p>(回答)</p> <p><u>(1) 植え込み直後の判断については、</u>  <u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>「自己の身辺の日常生活活動が極度に</u>  <u>制限されるもの」(1級)とは、日本循環</u>  <u>器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドラ</u>  <u>イン」(2011年改訂版)のクラスⅠに相当</u>  <u>するもの、又はクラスⅡ以下に相当する</u>  <u>ものであって、身体活動能力(運動強度</u>  <u>: メツツ)の値が2未満のものをいう。</u></p> <p><u>「家庭内での日常生活活動が著しく制</u>  <u>限されるもの」(3級)とは、同ガイドラ</u>  <u>インのクラスⅡ以下に相当するものであ</u>  <u>って、身体活動能力(運動強度:メツツ</u>  <u>)の値が2以上4未満のものをいう。</u></p> <p><u>「社会での日常生活活動が著しく制限</u>  <u>されるもの」(4級)とは、同ガイドライ</u>  <u>ンのクラスⅡ以下に相当するものであつ</u>  <u>て、身体能力活動(運動強度:メツツ)</u>  <u>の値が4以上のものをいう。</u></p>	<p>[心臓機能障害] 1～3 (略)</p> <p>(質疑)</p>

改正案	現行
<p>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</p>	
<p>「自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、身体能力活動(運動強度: メツツ)の値が2未満のものをいう。</p>	
<p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、身体能力活動(運動強度: メツツ)の値が2以上4未満のものをいう。</p>	
<p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、身体能力活動(運動強度: メツツ)の値が4以上のものをいう。</p>	
(質疑)	(質疑)
<p>5. ペースメイカを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。</p>	<p>4. 人工ペースメイカを装着した者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、術前の状態にかかわりなく、すべて1級として認定してよい。また、18歳未満の者の場合も同様か。</p>
(回答)	(回答)
<p>先天性疾患によりペースメイカを植え込みした者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すこととしている。したがって、ペースメイカを植え込みした18歳未満の者は1級と認定することが適当である。</p>	<p>年齢にかかわらず、いずれも1級として認定することが適当である。これらは緊急事態を予測して装着するものであり、かつ、これらを取り外すことは生命の維持に支障をきたすのが一般的であることから、認定に当たっては、術前の状態にかかわらないこととしたものである。</p>
<p>また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</p>	

改正案	現行
(質疑) <u>6.</u> 体内植込み型除細動器を装着したものについては、 <u>ペースメーカーを植え込み</u> しているものと同様に <u>取り扱うのか。</u>	(質疑) <u>5.</u> 体内植込み型除細動器を装着したものについては、 <u>人工ペースメーカーを装着</u> しているものと同様に <u>取り扱うのか。</u>
(回答) <u>同様に取り扱うことが適当である。</u>	(回答) <u>体内植込み（埋込）型除細動器（ICD）や頻拍停止型の人工ペースメーカーを装着したものについても、1級認定することは適当である。</u>
(質疑) <u>7.</u> 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例に <u>ペースメーカーを植え込んだ</u> が、その後心房細動が恒久化し、事実上 <u>ペースメーカー</u> の機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。	(質疑) <u>6.</u> 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例に <u>人工ペースメーカーを埋め込</u> んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上 <u>人工ペースメーカー</u> の機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定すべきか。
(回答) <u>認定基準の18歳以上の1級の（イ）「ペースメーカーを植え込み、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの」、3級の（イ）「ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級の（ウ）「ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」</u> の規定には該当しないものとして、他の規定によって判定することが適当である。	(回答) <u>認定基準の18歳以上の1級の（イ）「人工ペースメーカーを装着したもの」</u> の規定には該当しないものとして、他の規定によって判定することが適当である。
<u>8～10（略）</u>	<u>7～9（略）</u>

## 「診断書・意見書」の改正案（心臓機能障害抜粋）

### 4 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの。
- イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。
- エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰返し必要としているもの。
- オ 安静若しくは自己身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰返してアダムスストークス発作がおこるもの。

5 ペースメーカー ( 有 · 無 )

人工弁移植、弁置換 ( 有 · 無 )

6 ペースメーカーの適応度 ( クラス I · クラス II · クラス III )

7 身体活動能力（運動強度） ( メツツ )

## 「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」（部長通知）の改正案

1～2 （略）

3 再認定に係る具体的取扱いについては、次によること。

- (1) 法第15条第1項及び第3項に規定する身体障害者診断書・意見書に基づき、再認定が必要とされる場合は、法第17条の2第1項又は児童福祉法第19条第1項に基づく診査を行うこととし、診査を実施する年月を決定すること。
- (2) 診査を実施する年月については、手帳に記載するとともに、手帳を交付する際に、様式第1により、手帳の交付を受ける者に対し通知すること。
- (3) 再認定を必要とする者に対しては、診査を実施する月のおおむね1か月前までに診査を受けるべき時期等を通知すること。
- (4) 診査を行った結果、障害程度に変化が認められた場合には、身体障害者福祉法施行令第10条第3項に基づき、手帳の再交付を行うこと。

また、法別表の障害程度に該当しないと認めた場合には、法第16条第2項に基づき、手帳の交付を受けた者に対し手帳の返還を命ずること。

- (5) 再認定の実施に当たっては、都道府県、指定都市及び中核市においては身体障害者手帳交付台帳に再認定を行うべき年月を記録すること、又は、再認定台帳を設けること等により事務手続きが円滑に行えるようにすること。

4～6 （略）

7 法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日（時）から1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。

なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに身体障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学的判断に基づき決定して差し支えない。

ただし、ペースメーカ及び体内植え込み（埋込）型除細動器（ＩＣＤ）を植え込みしたもの（先天性疾患により植え込みしたものを除く）については、当該植え込みから3年以内の期間内に再認定を実施すること。

8 （略）

様式第1 （略）

心臓機能障害の認定（ペースメーカー等植え込み者）に  
当たっての留意事項について（課長通知案）

障企発 第 号  
平成 年 月 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

心臓機能障害の認定（ペースメーカー等植え込み者）に当たっての留意事項について

標記については、今般、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等を改正し、平成26年4月1日から適用することとしたところであるが、その取扱いに当たっては、下記に留意の上、その取扱いに遺憾なきよう願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

1. ペースメーカー（体内植込み（埋込み）型除細動器（ICD）を含む。以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだことにより身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者から、再認定の期限前や再認定後に、手帳交付時に比較してその障害程度に重大な変化が生じたとして再交付の申請があり、障害程度に変化が認められた場合には、身体障害者福祉法施行令第10条第1項に基づき、手帳の再交付を行うこととなる。

その際は、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年以内であれば、平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（以下「疑義解釈通知」という。）の〔心臓機能障害〕の4の質疑の回答（1）と同様に、また、当該再交付の申

請が、ペースメーカー等の植え込みから3年より後であれば、同質疑の回答（2）と同様に取り扱うこと。

2. ペースメーカー等を植え込みした者の等級の認定に当たっては、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値を用いることとしているが、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態（一番低いメッツ値）を用いること。
3. 先天性疾患によりペースメーカー等を植え込みした者は、引き続き心臓機能障害1級と認定することとなるが、先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すものであること。
4. 植込み型除細動器（ICD）を植え込んだ者であって心臓機能障害3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付を受けた後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、心臓機能障害1級と認定すること。  
ただし、この場合においては、疑義解釈通知の【心臓機能障害】の4の質疑の回答（2）に従い、再交付から3年以内に再認定を行うこと。